

防災パートナーシップに関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の迅速な情報発信及び平常時の防災対策に資する取り組みに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するため、迅速な防災情報発信、平常時の防災対策及び啓発活動に取り組むことにより、住民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定める原因により生ずる被害をいう。
- （2）防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大防止及び災害の復旧を図ることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、第1条に基づき、災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、アラートのほか、乙に対して電話、電子メール又はファックス等により情報発信を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、乙の番組、速報スーパー、L字放送、ホームページ等のすべて又はいずれかによって報道する。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、防災に資すると認めるときは、災害の映像、写真、画像などの防災関連資料を、相互に可能な範囲で提供する。

2 甲及び乙は、防災対策に資する取り組みを行うときは、相互に可能な範囲で協力する。

（費用の負担）

第5条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第7条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては広島テレビ放送株式会社事務局において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙それぞれが押印の上、各1通を保管する。

2021年(令和3年)12月23日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号
広島テレビ放送株式会社
代表取締役社長 飯田 政之